

愛知県山岳連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は愛知県山岳連盟と称し、(社)日本山岳協会の構成団体である。
- 第2条 本連盟の事務局は愛知県内に置く。
- 第3条 本連盟は加盟団体の友好と相互協力をもとに、本連盟ならびに加盟団体の技術的組織的發展を図るとともに、一般登山者に対して指導的役割を果たすことを目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 加盟団体のための各種事業の実践または後援。
 - (2) 登山に関する各種事業の企画または実践。
 - (3) 関係機関との提携および資料の収集。
 - (4) 登山技術、理論、自然科学、自然環境保護の指導、講習および研究。
 - (5) 登山遭難の予防および対策。
 - (6) 登山指導員の強化、育成および派遣。
 - (7) 機関誌その他出版物の発行。
 - (8) その他連盟の目的を達成するために必要な事業。

第2章 加盟および退会

- 第5条 本連盟の目的に賛同する愛知県内の山岳愛好団体をもって組織する。
- 第6条 本連盟に加盟しようとする団体は規定の申込書に加盟金をそえて事務局に申し込み、理事会の承認を得て加盟が成立する。
- 第7条 本連盟の規約に反する行為のあった加盟団体は理事会の決議によって除名することが出来る。
- 第8条 本連盟を脱会するにはその旨を申し出て、理事会の承認を得なければならない。ただし、この場合、既納の会費およびその他のものは返還しない。

第3章 役 員

- 第9条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 名誉会長	1 名	(7) 副理事長	若干名
(2) 顧問	若干名	(8) 常任理事	若干名
(3) 参 与	若干名	(9) 監 事	2 名
(4) 会 長	1 名	(10) 議 長	1 名
(5) 副 会 長	若干名	(11) 副 議 長	1 名
(6) 理 事 長	1 名	(12) 理 事	若干名

第10条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 顧問・参与は本連盟の諮問機関として重要事項等、会長の諮問に応ずる。
- (2) 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその会務を代行する。
- (4) 理事長は理事会および常任理事会の決議事項にもとづき会務を執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその会務を代行する。
- (6) 常任理事は、本会の業務を執行する。
- (7) 監事は、本連盟の会計を監査する。
- (8) 議長は、理事会を運営して議事進行にあたる。
- (9) 副議長は、議長を補佐し議長に事故がある時はその事務を代行する。
- (10) 理事は各所属団体の総意を代表し、会務に関する協議決定に参加するとともに会務の執行に当たる。

第11条 会長および副会長は役員会の推薦にもとづき総会の承認によって定める。

第12条 理事長は常任理事の互選による。

第13条 常任理事、議長および副議長ならびに監事は加盟団体会員中より候補者を推薦し、総会で互選する。ただし、会長は理事会の承認を経て、定数の3分の1に相当する常任理事を任命することができる。

第14条 理事は各所属団体より1名とする。ただし高校体育連盟(以下高体連と称す。)は高体連として5名とする。

第15条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし再選は妨げない。

- (1) 任期の途中で欠員が生じた場合は、第13条にしたがって補充する事ができる。
- (2) 任期は前任者の残任期間とする。

第4章 運 営

第16条 定例役員総会は毎年4月に開催し会務を審議する。

第17条 理事会は年5回以上開催し、会務に関する総てを協議する。

第18条 常任理事会は会務に関する必要な事項その他を審議する。

第19条 総ての会議は会長が招集し、役員総会は役員の2分の1以上出席しなければ議会は成立しない。ただし委任状の提出によって出席に代えることができる。

第20条 総ての会議は多数決によって会務を運営しなければならない。

第21条 理事の3分の1以上の要求があった場合は、臨時役員総会を開催しなければならない。

第22条 会務を円滑に運営するために専門部会を設け、常任理事会がこれを運営する。それぞれの専門部会は理事長が任命し、理事会の承認を得る。

第5章 会 計

第23条 本連盟の経費は次に掲げるものによって賄う。

- (1) 加盟分担金および会費
- (2) 補助金および寄付金
- (3) その他の収入

第24条 本連盟に加盟する場合は加盟金20,000円を納める。

第25条 加盟団体は毎年、年度当初において会費10,000円を納める。
高体連については高体連規約に準ずる。

ただし必要ある場合は理事会の議決を得て臨時徴収することができる。

第26条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

第27条 本連盟の財産目録および収支決算書は毎年1回加盟団体に報告する。

第28条 理事会の議決によって特別会計を設けることができる。
(特別会計の規定は別に定める)

第29条 付 則

1. 本規約の施行細則については理事会において定める。
2. 本規約の変更は理事会で2分の1以上の出席があり、かつ出席者3分の1以上の賛成を必要とする。
3. 各種山岳競技参加の選手選考規定は別に定める。
4. 本規約は昭和30年4月1日より施行する。

一部改正 昭和40年4月20日

一部改正 昭和40年5月31日

一部改正 昭和49年4月17日

一部改正 平成 8年4月21日

一部改正 平成16年4月20日